

農林水産省告示第千百三十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項の規定に基づき、平成十九砂糖年度に係る同項の砂糖調整基準価格を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十九年九月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

砂糖調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき 一四九、四五〇円

農林水産省告示第千百三十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成十九砂糖年度に係る同号の指定糖調整率を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十九年九月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

指定糖調整率 百分の三三・九九

農林水産省告示第千百三十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成十九砂糖年度に係る同項の異性化糖調整基準価格を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成十九年九月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

異性化糖調整基準価格

一、 キログラムにつき 一六五、九四二円

うち消費税額及び地方消費税額分 七、九〇二円

農林水産省告示第千百三十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、平成十九砂糖年度に係る同号の異性化糖調整率を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十九年九月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

異性化糖調整率 百分の二二・三七

農林水産省告示第千四百四十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十九でん粉年度に係る同項のでん粉調整基準価格を次のように定めたので、同条第三項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十九年九月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

でん粉調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき 一四一、〇一〇円

農林水産省告示第千四百四十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十一条第一項第一号の規定に基づき、平成十九でん粉年度に係る同号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、同条第三項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十九年九月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

指定でん粉等調整率 百分の六・四九三